

財 関 第 1 2 5 5 号  
令和 8 年 10 月 30 日

各 税 関 長     殿  
沖縄地区税関長   殿

関税局長   寺岡   光博

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する  
暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて等の一部改正について

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（令和 8 年 7 月 8 日財関第 803 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 10 月 31 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1   ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように、別紙様式を別紙 2 のように改め、同様式の次に別紙 3 を加える。

第 2   輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。